

別表 9：配送用車両等について

配送車両等については次のとおりとし、本仕様書の記載内容等に基づき、受託者において必要な車両台数、配送コース、配送時間等を設定すること。

- ア 積載量 2～3 トン程度のバンタイプ貨物車であること。なお、食缶・食器等を収納する給食用コンテナが 6 台積載できる 3 トン車での運用を想定している。（「別表 9」参照。）
- イ 配送車両は、全高 2.860m、全幅 2.155m、地面からの高さ 0.940m(±0.030m)を超えないものとして、配送及び回収計画を策定し、必要台数を調達すること。ただし、委託者と協議のうえ、認める車両の場合はこの限りでない。
- ウ 平成 17 年排出ガス基準に対応した低排出ガス車の認定を受けた車両であること。
- エ 給食用コンテナを適切に積み下ろしができるリフトを装備していること。
- オ ドッグシュルターを適切に利用できる架装（開閉口はシャッター式）であること（ドッグシュルターを適切に利用できない車両の使用は原則認めない。）。
- カ 右左折・後退時に警報音を発する装置やバックモニターを設置するなど、安全に配慮した車両であること。
- キ 食器、食缶等を収納する給食用コンテナのサイズは W：1,522mm，D：872mm，H：1,600mm を予定している。なお、食器用のコンテナについては天吊りタイプ（「別表 8」参照）。
- ク 給食用コンテナが配送中に移動することがないように車両に固定できるものであること（ベルト固定不可）。
- ケ 荷室部分は断熱仕様であること。
- コ 業務終了後は、配送車両を給食センター敷地内に駐車すること。
- サ 配送車両の使用に当たっては、「自動車運行点検票」に基づき点検を行うこと。
- シ 配送車両を使用した日は、「配送車両運転日誌」を必ず作成すること。
- ス 汚れ等の酷いときは、業務終了後、ボディ内外の清掃・洗浄を行うこと。
- セ 配送車両の庫内は、使用ごとに清掃、洗浄を行い、月に 1 回殺菌消毒を行い、常に清潔に保つこと。また、四半期に一度、衛生状況を検査すること。なお、清掃・洗浄又は殺菌消毒を実施したときは上記シの日誌の所定欄に、衛生状況検査を実施したときは上記サの点検票」の備考欄に、必ず当該作業を実施した旨を記載すること。
- ソ 配送車両は、自動車保険に加入し、その保険証券の写しを提出すること。
- タ 大量調理施設衛生管理マニュアル等の衛生管理基準に沿うこと。
- チ 配送車両は、本委託業務以外で使用しないこと（発注者が認める場合を除く）。
- ツ 配送車両の塗装等のデザインは、事前に委託者に確認し了承を得るものとし、また配送車両の側面等に発注者が指示する名称等を施工するよう要請があった場合には、できる限り従うこと。

※ 3点プロテクター + 1点切替 固定方式

◎ フォードキャブ超ロング6本横

